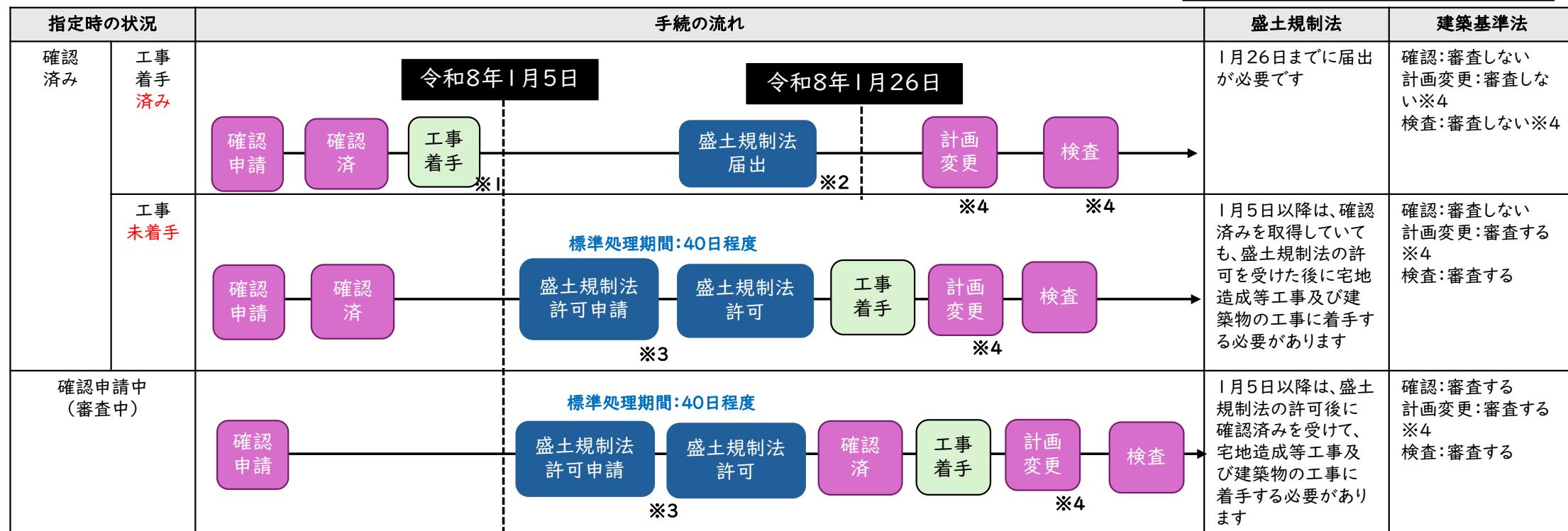
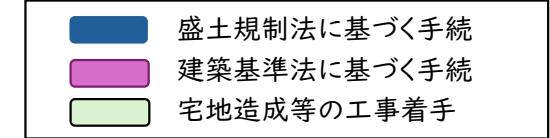


盛土規制法の規制区域指定前後の建築確認申請の手続

盛土規制法に基づく規制区域指定日(令和8年1月5日)前後における建築確認申請の手続は、工事着手時期により取扱いが異なります

建築物



※1 工事着手は、宅地造成等工事の着手を意味します。建築物の工事着手は1月5日以降でも可能です。

※2 令和8年1月5日時点で盛土規制法の許可・届出(法第27条)の対象となる宅地造成工事等を行っている場合は、届出(法第40条)が必要です。

※3 盛土規制法の許可対象行為がある場合に限ります。

※4 建築基準法に基づく計画変更は、必要に応じて申請してください。計画変更の内容によっては、盛土規制法の許可や変更許可が必要な場合がありますので、県建設・技術課にご相談ください。

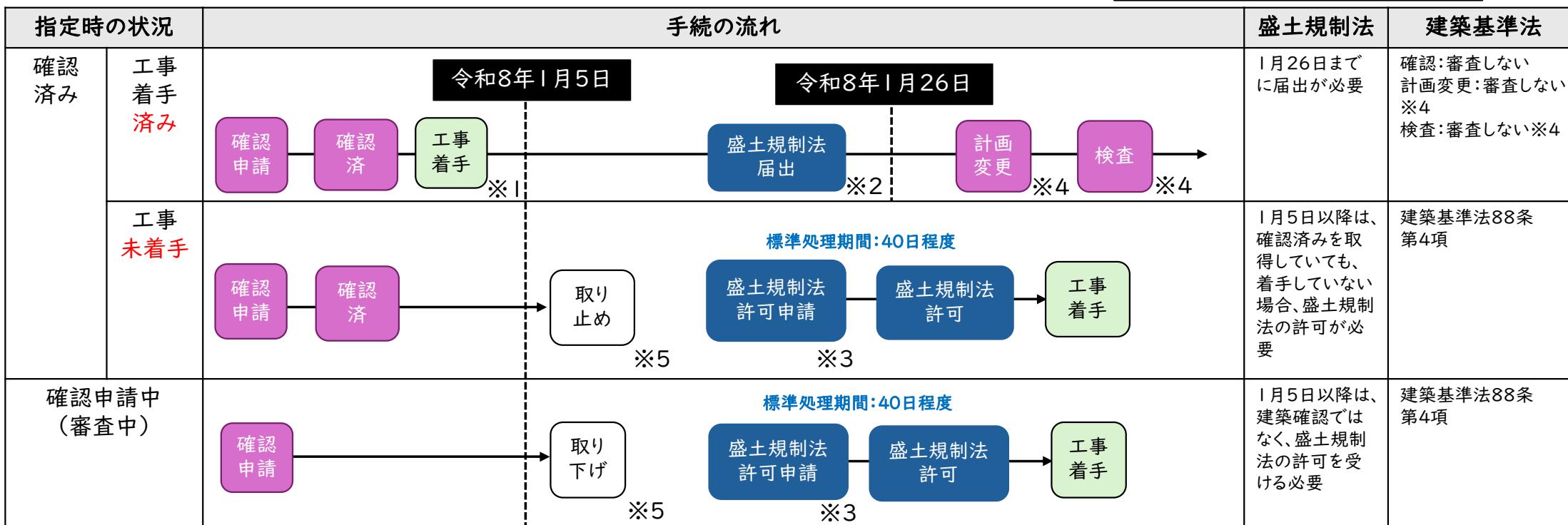
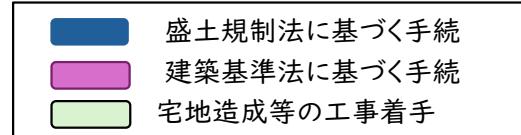
注 佐賀市においては、独自に取扱いを定めている場合があるため、市建築指導課にお問い合わせください。

盛土規制法の規制区域指定前後の建築確認申請の手続

盛土規制法に基づく規制区域指定日(令和8年1月5日)前後における建築確認申請の手続は、工事着手時期により取扱いが異なります

工作物

盛土規制法の許可対象となる擁壁に限ります。



※1 工事着手は、宅地造成等工事の着手を意味します。擁壁の工事着手は1月5日以降でも可能です。

※2 令和8年1月5日時点で盛土規制法の許可・届出(法第27条)の対象となる宅地造成工事等を行っている場合は、届出(法第40条)が必要です。

※3 盛土規制法の許可対象行為がある場合に限ります。

※4 建築基準法に基づく計画変更は、必要に応じて申請してください。計画変更の内容によっては、盛土規制法の許可や変更許可が必要な場合がありますので、県建設・技術課にご相談ください。

※5 建築確認申請における工事取り止め又は取り下げる場合は、土木事務所建築部局に届出してください。

注 佐賀市においては、独自に取扱いを定めている場合があるため、市建築指導課にお問い合わせください。